

# 回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 32 号	平成 25 年 8 月 9 日	伊予市役所	市民福祉部福祉課 市民福祉部子育て支援課
題 目 (テーマ) : 母子家庭の中で、クーラーを付けている人がおるが、病院代は払わないでいいとなっているが、これは検討することではないか。			
提 案 内 容 (要 旨)			
生活保護と母子家庭の人は郵便入れの名前や表札などを全部記入していない人は打ち切りにするべきである。			
回 答 内 容			
題目 (テーマ) とご意見・ご提案に整合性がありませんが、ご意見・ご提案について回答します。			
(ご意見・ご提案の内容) 生活保護と母子家庭の人は、郵便入れの名前や表札などを全部記入していない人は打ち切りにするべきである。			
(ご意見・ご提案に対する回答) 表札については、生活保護及び母子家庭に限らず、一般家庭において掲示の法的な義務はありません。ですから、生活保護や母子家庭等に対して支給する扶助費等について、その支給を止めることはできません。			